

JA教育ローン

(平成23年12月19日現在)

商品名	JA教育ローン
ご利用いただける方	<p>当JAの組合員の方。 お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。 前年度税込年収が原則200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>原則として勤続(または営業)年数が1年以上の方。 教育施設(国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に1年以上居住している方。 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>就学子弟の教育に関するすべての資金(借入申込日から2ヶ月以内にお支払済みの資金を含む)とし、資金用途の確認可能なものとします。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ・アパートの家賃 等
借入金額	1組合員あたり500万円以内とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>据置期間を含め最長13年6ヶ月(在学期間+7年6ヶ月)以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上15年以内(在学期間+9年)とします。 据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。</p>
借入利率	<p>つぎのいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利として、変更の都度、見直しを行います。 金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>元利均等または、元金均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。 変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。</p>
担保	不要です。
保証人	当JAが指定する保証機関(新潟県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	<p>分割払いとなります。 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.4%です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話：0256-36-5207)にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話：025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p>

	<p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合本店金融共済部または新潟県JAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-3765）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島県弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

注1) 組合員以外の方は、別途ご相談ください。

注2) 保証機関として、新潟県農業信用基金協会のほか協同住宅ローン(株)も取扱っておりますので必要な場合は融資窓口までお問い合わせください。

JAにいがた南蒲